

平成21年8月26日

新型インフルエンザの対応について

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

新型インフルエンザの感染者が、全国的に急増し本格的な流行は秋以降と発表していた厚労省も、感染が拡大しているため警戒を呼びかけ始めています。9月には学校も夏休みを終え、新学期が始まり子供たちが学校に集まり始めて、感染が拡大していくことが予想されています。現在では「蔓延防止」から「重度化防止」に力点も移っています。高齢者はかかりにくいと言われた新型インフルエンザでしたが、名古屋では80代の女性が神戸では70代の男性がなくなっています。基礎疾患を持った高齢者が重度化しやすいため虚弱な高齢者のお宅に訪問している我々自身が感染源にならない注意も必要です。また、事前に周囲の利用者から、感染者が出たときを想定して準備を行うことをお勧めします。正確に情報収集を行い、早期に準備をすることで、いたずらにことを大きくせずに冷静な対処をお願いいたします。

当協議会も、できるだけ皆様に正確な情報をお届けしたいと思います

新型インフルエンザについての、基本的な注意点は別紙の「厚生労働省通知VOL101」の留意点を参照し、

- ・手洗い・うがいを徹底する。
 - ・いつも以上に体調管理に留意し、少しでも症状があった場合は、マスクを着用し、早期に受診し無理な勤務は慎むように事業所内で申し合わせする。
 - ・利用者宅の訪問は余裕をもって訪問計画を立て、臨時の対応ができるような体制とする。
 - ・出来るだけ、人の多く集まる場所や繁華街の外出は避ける。
- などの実施もお願いいたします

また、厚労省の通知では、感染が広がり、短期入所や通所施設が閉鎖された場合、居宅支援事業者と訪問介護事業者等と連携の上、代替えのサービスとして訪問介護等を必要度の高い利用者から提供することとしています。その際サービス担当者会議等の開催は、やむをえない場合は、担当者からの意見を求めることで足るものとされています。

居宅を訪問して行う介護サービスにおける留意点

○ 職員などの関係者について、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底等を励行し、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えるようお願いいたします。

○ 保健所、指定された医療機関や各都道府県の担当部局等との連携体制を再確認しておいてください。

○ 患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、以下のとおり対応をお願いいたします。

・ 当該地域の利用者に対するサービスについては、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う

・ 利用者や従業員等に新型インフルエンザ様症状が見られた場合には、原則として、全ての一般医療機関においての受診が可能となりますが、受診する医療機関がわからない場合は地域の保健所等に設置された発熱相談センターに、かかりつけ医がいる場合はかかりつけ医に相談させ、一般医療機関等の受診を促すなど、適宜の助言・情報提供をするようお願いいたします。

○ 原則として、患者（患者と疑われる者を含む）については、外出を自粛し、自宅において療養することになります。そのため、利用者が罹患した場合は当該利用者に対して訪問介護サービス等を行う場合があると考えられます。その場合は次のとおりの対応をお願いいたします。

（１）訪問介護サービス等を行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業者等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続してください。

（２）基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うようにしてください。

（３）また、基礎疾患等を有する者及び妊婦等である従業員等がウイルスに暴露した場合には、医師の判断により、抗インフルエンザ薬の予防投与の必要性の有無が検討されるため、その指示に従ってください。